

厚生労働省告示第九十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第二号二中「**（）**」を「**（）**」に改め、同号二を同号ホとし、同号ハ中「**（）**」を「**（）**」に、「**ロ**」を「**ハ**」に改め、同号ハを同号ニとし、同号イの **（四）**の次に次のように加える。

（五）福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

（六）（五）の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
第二号口を次のように改める。

口 福祉・介護職員処遇改善加算（**イ**）

イの **（一）**から**（四）**まで及び **（五）**に掲げる基準のいずれにも適合すること。

第二号口の次に次のように加える。

八 福祉・介護職員処遇改善加算(一)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イの から までに掲げる基準に適合すること。

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

平成二十年十月からイの の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。